



第60期 定時株主総会

# 招集ご通知

## ⌚ 開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

## 開催場所

大阪市北区豊崎六丁目11番27号

尾家産業株式会社 本社2階 会議室

(末尾の「第60期 定時株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

## 議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時まで

## 決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する  
退職慰労金贈呈の件

本年より株主総会ご出席者へのお土産を  
取りやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願ひ  
申しあげます。

◎ 尾家産業株式会社

証券コード：7481

証券コード：7481

2020年6月8日

大阪市北区豊崎六丁目11番27号

**尾家産業株式会社**

代表取締役社長 尾家 啓二

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげるとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申しあげます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時	
2. 場 所	大阪市北区豊崎六丁目11番27号 <b>尾家産業株式会社 本社2階 会議室</b>	
3. 目的事項	報告事項	第60期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.oie.co.jp>）に掲載させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を踏まえた各種対応につきましても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。
- ◎事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.oie.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類に記載の事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、また監査役が監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

#### 新型コロナウイルスによる感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染が拡がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、アルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。また、感染予防のため、間隔をあけた座席配置などを検討しており、例年よりも座席数が減少する見込みです。本株主総会にご出席される株主様におかれましてはご理解のほど、宜しくお願ひ申しあげます。なお、可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

#### お土産の廃止について

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、株主様の公平性等を勘案し、取りやめとさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願ひ申しあげます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役7名は本総会終結の時をもって、全員任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を2名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏りがな	当社における地位及び担当
1	お い え け い じ <b>再任</b> 尾 家 啓 二	代表取締役社長
2	お い え け ん た ろ う <b>再任</b> 尾 家 健太郎	取締役 管理本部長 兼 経営企画室長
3	さ か ぐ ち や す な り <b>再任</b> 坂 □ 泰 也	取締役 営業本部長 兼 広域営業統括
4	さ さ き り ゆ う じ <b>再任</b> 佐々木 亮 司	取締役 中日本西部統括
5	の の む ら と お る <b>再任</b> 野々村 透	取締役 西日本統括 兼 福岡支店長
6	た な べ あ き こ <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 田 辺 彰 子	取締役 (社外取締役・独立役員)
7	ことぶき え い じ <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 壽 英 司	
8	い わ べ ひ る あ き <b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b> 岩 辺 裕 昭	

候補者番号

1

お いえ

けい じ

尾 家

啓 二

(1948年10月23日生)



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年	4月	当社入社
1985年	1月	総務部長
1986年	10月	取締役就任
1988年	7月	管理部統括兼経理部長兼システム部長
1992年	10月	管理本部副本部長
1995年	11月	営業本部副本部長兼東京支店長
1997年	3月	東日本統括
1998年	6月	常務取締役就任 管理本部長兼経理部長兼システム部長
2002年	6月	営業本部長兼営業企画統括
2004年	6月	代表取締役社長就任（現任） 営業本部長
2012年	6月	管理本部長

再任

所有する当社株式の数  
158,656株

候補者番号

2

お いえ

けん た ろう

尾 家

(1974年1月9日生)



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年	7月	当社入社
2009年	11月	商品部 商品課長
2013年	6月	滋賀営業所長
2015年	4月	経理部長
2016年	3月	執行役員 管理本部副本部長
2017年	6月	取締役就任（現任） 管理本部長（現任）
2017年	11月	経営企画室長（現任）

再任

所有する当社株式の数  
146,006株

## 取締役候補者とした理由

尾家健太郎氏は、2017年より取締役として経営に携わっており、前職の大手飲料メーカーで培った経験と、当社商品開発部門、営業部門、管理部門での要職を歴任したことで豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要な事項の決定に活かしていくことが期待できるものと判断したためです。

候補者番号

3

さかぐち

やすなり

坂口

泰也

(1971年8月25日生)



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年	4月	当社入社
2014年	6月	大阪広域営業部 第一課長
2015年	4月	大阪広域営業部長
2016年	3月	執行役員 広域営業統括（現任）
2017年	6月	取締役就任（現任） 営業本部副本部長
2018年	4月	営業本部長（現任）

再任

所有する当社株式の数  
110,100株

### 取締役候補者とした理由

坂口泰也氏は、2017年より取締役として経営に携わっており、前職の大手食品メーカーで培った経験と、当社営業部門での要職を歴任したことでの豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要事項の決定に活かしていくことができるものと判断したためです。

候補者番号

4

ささき

りょうじ

佐々木

亮司

(1956年6月24日生)



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	3月	当社入社
1991年	3月	北大阪営業所長
1999年	10月	仙台支店長
2003年	12月	マーケティング部長
2007年	4月	広島支店長
2011年	6月	執行役員 西日本統括
2016年	6月	取締役就任（現任）
2018年	4月	中日本西部統括（現任）

再任

所有する当社株式の数  
13,862株

### 取締役候補者とした理由

佐々木亮司氏は、2016年より取締役として経営に携わっており、営業部門、営業企画部門の要職を歴任したことでの豊富な見識と経験を有しております。引き続き、その職務経験と知見を、経営の重要事項の決定に活かしていくことができるものと判断したためです。

候補者番号

5

の の むら

野々村

とおる

透

(1958年11月13日生)



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年	3月	当社入社
1989年	11月	和歌山営業所長
1994年	12月	堺支店長（現阪南支店）
2000年	7月	大阪支店長
2003年	7月	阪南支店長
2013年	6月	執行役員 中日本西部統括
2017年	6月	取締役就任（現任）
2018年	4月	西日本統括（現任）
2020年	3月	福岡支店長（現任）

再任

所有する当社株式の数  
12,500株

候補者番号

6

た なべ

あ き こ

田辺 彰子

(1970年6月15日生)



## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年	10月	センチュリー監査法人 入所 (現 EY新日本有限責任監査法人)
1997年	5月	公認会計士登録
2012年	1月	田辺彰子公認会計士事務所 開設 代表（現任）
2015年	6月	当社社外取締役就任（現任）
2019年	7月	御堂筋監査法人 社員（現任）
2020年	4月	小野薬品工業株式会社 仮社外監査役（現任）

再任 社外 独立

所有する当社株式の数  
0株

## 社外取締役候補者とした理由

田辺彰子氏は、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見と経験を有しております。2015年より当社社外取締役として経営に携わっており、引き続き、社外取締役としてその職務経験と知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断したためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

7

ことぶき

壽

えい

英

じ

司

(1941年10月21日生)



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1964年 4月 三洋電機株式会社 入社  
1975年 9月 西神戸三洋販売株式会社 出向 営業部長  
1999年 6月 三洋電機株式会社 執行役員  
マルチメディアカンパニー 副社長  
2001年 4月 同社 常務執行役員  
マルチメディアカンパニー社長  
兼 三洋テレコミュニケーションズ株式会社  
代表取締役社長  
2002年 6月 同社 取締役 専務執行役員  
2003年 4月 同社 コンシューマ企業グループ COO  
2005年 6月 三洋電機クレジット株式会社 代表取締役会長  
2009年 7月 合同会社イーアンドケイ設立 代表社員(現任)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数  
0株

### 社外取締役候補者とした理由

壽英司氏は、大手電機メーカーでの役員経験ならびに、その経験を通じて培った経験と見識を有しております。社外取締役としてその職務経験と知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断しております。

候補者番号

8

いわべ  
岩辺

ひろあき  
裕昭

(1952年2月9日生)



### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1974年 4月 ダイハツ自動車販売株式会社 入社  
(現 ダイハツ工業株式会社)  
1979年 3月 ダイハツマレーシア社 営業部長  
2003年 6月 ダイハツ工業株式会社 取締役  
2009年 6月 ダイハツディーゼル株式会社 専務取締役  
2018年 7月 一般社団法人 同族会社ガバナンス推進機構  
理事(現任)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数  
0株

### 社外取締役候補者とした理由

岩辺裕昭氏は、大手自動車メーカーでの役員経験ならびに海外事業に携わる等、その経験を通じて培った経験と見識を有しております。社外取締役としてその職務経験と知見を、当社の経営に活かしていただくことが期待できるものと判断しております。

- 注) 1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2) 田辺彰子及び壽英司ならびに岩辺裕昭の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3) 田辺彰子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- 4) 当社は、田辺彰子氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、田辺彰子氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、壽英司及び岩辺裕昭の両氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5) 当社は、田辺彰子氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、壽英司及び岩辺裕昭の両氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

現在の監査役3名は本総会終結の時をもって、全員任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	再任 社外 独立 荻 田 優 也	監査役 (社外監査役・独立役員)
2	再任 社外 独立 橋 本 薫	監査役 (社外監査役・独立役員)
3	新任 社外 独立 谷 村 正 之	

候補者番号 1 おぎたみちや  
**荻田 優也** (1957年8月14日生)



### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年 4月 山本哲三税理士事務所 入所  
1993年 8月 税理士登録  
1993年 9月 株式会社片倉の鋼管 入社  
1998年 6月 荻田倫也税理士事務所 開設 代表 (現任)  
2015年 2月 当社社外監査役就任 (現任)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数  
0株

### 社外監査役候補者とした理由

荻田倫也氏は、税理士として、企業会計実務に精通しており、その経験を通じて培った専門家としての経験と見識を有していることから、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

2

はしもと

橋本

かおる

薰

(1975年10月16日生)



### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1997年 10月 センチュリー監査法人 入所  
(現 E Y新日本有限責任監査法人)  
2001年 4月 公認会計士登録  
2010年 11月 公認会計士登録抹消  
2011年 12月 公認会計士再登録  
弁護士登録  
大阪船場法律事務所 入所  
(現 弁護士法人大阪船場法律事務所)  
2016年 6月 当社社外監査役就任 (現任)  
2016年 9月 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー (現任)  
2019年 3月 メック株式会社 社外取締役  
2020年 3月 同社 社外取締役 (監査等委員) (現任)

再任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株

### 社外監査役候補者とした理由

橋本薰氏は、公認会計士として財務及び会計の豊富な知識を有しており、また、弁護士としての経験と見識も有していることから、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

3

たにむら

谷村

まさゆき

正之

(1958年12月25日生)



### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 株式会社第一勧業銀行 入行  
(現 株式会社みずほ銀行)  
2002年 7月 株式会社みずほ銀行 伊丹支店 支店長  
2004年 7月 同行 心齋橋支店 支店長  
2007年 5月 同行 融資部 副部長  
2008年 4月 同行 大阪中央支店付 参事役  
アルインコ株式会社 出向  
2010年 10月 アルインコ株式会社 執行役員 情報システム部長  
2014年 3月 みずほファクター株式会社  
執行役員 大阪支店長 (現任)

新任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株

### 社外監査役候補者とした理由

谷村正之氏は、金融機関での勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の専門的知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- 
- 注) 1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2) 荻田倫也及び橋本薫ならびに谷村正之の各氏は、社外監査役候補者であります。
- 3) 荻田倫也及び橋本薫の両氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻田倫也氏は5年4ヶ月となり、橋本薫氏は4年となります。
- 4) 当社は、荻田倫也及び橋本薫の両氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であり、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、谷村正之氏の選任が承認された際には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- 5) 当社は、荻田倫也及び橋本薫の両氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、谷村正之氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同取引所の定める独立役員として、届け出る予定であります。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ、補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。候補者は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

もりした

森 下

ゆたか

豊

(1949年1月18日生)

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1972年 4月 株式会社東海銀行 入行  
(現 株式会社三菱UFJ銀行)  
1975年 2月 森下会計事務所 入所 (現任)  
1993年 2月 税理士登録

所有する当社株式の数  
0株

- 注) 1) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2) 森下豊氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
3) 森下豊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その経歴を通じて当社監査体制の強化に活かしていくことを期待したためであります。  
なお、同氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
4) 森下豊氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定により、当社と同氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。  
5) 森下豊氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により退任されます取締役 尾家亮氏及び監査役 白川雅意氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

両氏の略歴は、次のとおりであります。

お い え まこと  
**尾 家 亮**

### 略歴

- 1968年 8月 取締役
- 1986年 10月 代表取締役社長
- 2004年 6月 代表取締役会長
- 2019年 6月 取締役会長（現任）

し ら か わ ま さ よ し  
**白 川 雅 意**

### 略歴

- 2008年 6月 常勤監査役（現任）

以 上

## 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦の長期化等による世界経済の減速を反映して力強さを欠きました。2019年10月に実施された消費税率引き上げ以降、駆け込み需要の反動や記録的な暖冬等により個人消費の動きも弱く、また世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症による影響の深刻化は、インバウンド市場にも大きなマイナスの影響を与え、国内景気においても先行き不透明な状況が続いております。

当社の主要取引先であります外食業界の2019年1月から12月までの市況は、天候不順の影響が大きかった7月と消費税増税の影響を受けた10月など、前年を下回る月があったものの、外食全体の売上は前年比101.9%と5年連続で前年を上回りました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、政府主導による外出自粛や飲食店休業の取組は、当社を含む外食関連企業の2020年2月後半以降の業績に大きく影響しました。

このような経済環境の下、当事業年度では、基本方針として「選択と集中」「収益力の強化」「人財の育成」を掲げ、全社一丸となって計画達成に向けて取り組みました。

営業施策としては「P B商品」「ヘルスケアフード事業」「中食業態」「宿泊施設」「ノンフーズ（非食品）」の5項目に注力致しました。「中食業態」「ノンフーズ」は前期を上回る業績となりましたが、その他については新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、前期を下回りました。2019年8月から9月には秋季提案会を2020年1月から2月には春季提案会を実施致しました。3月に予定していた5会場については新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得ませんでしたが、延べ25会場で開催し、約12,000名のお客様にご来場を頂きました。当事業年度に発売したP B新商品（リニューアル品含む）32品はいずれも高い評価を頂き、全ての会場で計画を上回る受注に繋がりました。また、2019年5月から6月にかけては、病院や高齢者施設のお客様を対象にした「やさしいメニュー」セミナー＆提案会を大阪、東京、名古屋、福岡で開催し、ヘルスケアフード事業の売上に貢献しました。

拠点政策としましては、2020年3月末現在では、全国46事業所（11支店、33営業所、サンプラザ2店（業務用食品スーパー））と前期末と同数であります。2019年5月には広島支店を新築移転し、労働環境の整備を図りました。安全・安心な物流品質の提供を通じ、中四国エリアの中心拠点として、更に業容を拡大してまいります。2020年3月には名古屋支店を新築移転しました。新名古屋支店は、医療・福祉・健康産業の振興等を図る地区として整備された「なごやサイエンスパーク」に位置し、充実したテストキッチンの設備を活かし、ヘルスケア業態向けメニューや商品開発のバックアップを担います。また、東海地区の他事業所へ商品供給できるハブ拠点としての運営を目指してまいります。

物流政策では、42事業所に導入が完了した「ボイスシステム（音声による入出庫作業と在庫管理）」の活用により、作業効率の改善と食の安心・安全の重要な要素である賞味期限管理の精度向上を同時に図っております。また、物流衛生への取組を進め、2020年より飲食店に導入が義務付けられる「H A C C P」への対応準備を行いました。安全運転の実現に向けては、営業用自社車両全台に導入済みの「無事故プログラムD R（D R I V E R E C O R D E R）」を、A Iを活用した危険・違反検知機能搭載機種にアップグレードし、無事故無違反への

取組を強化しております。これらの設備投資に加え、政府が提言する働き方改革にも積極的に取り組み、物流業務の外部委託化を推進しました結果、物流費の大幅増となりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、

売上高	959億75百万円	(前期比 95.9%)	41億48百万円減)
営業利益	2億84百万円	(前期比 38.3%)	4億59百万円減)
経常利益	3億57百万円	(前期比 42.1%)	4億91百万円減)
当期純利益	3億60百万円	(前期比 68.3%)	1億67百万円減)

と減収減益となりました。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資額は、1,334百万円でした。

その主なものは次のとおりです。

事業所の新築移転	
広島支店	156百万円
名古屋支店	929百万円
システム情報機器投資	245百万円

## 3. 資金調達の状況

当事業年度中において、安定的な資金繰りを行うため、設備投資に係る資金として、金融機関より長期借入金1,000百万円の調達を行いました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

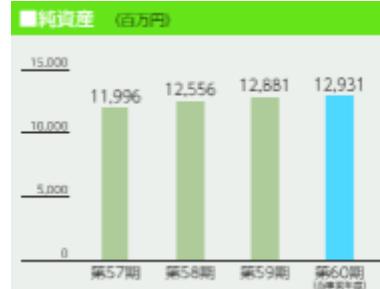
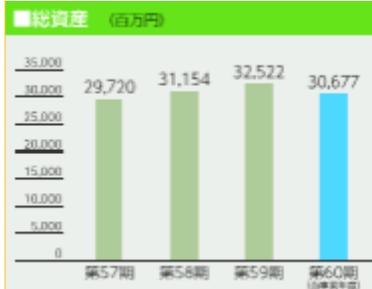
## 4. 事業の譲渡等の状況

該当事項はございません。

## 5. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第57期 (2017年3月期)	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高	91,509	95,698	100,124	95,975
当期純利益	415	588	527	360
1株当たり当期純利益	45円91銭	65円05銭	58円31銭	39円82銭
総資産	29,720	31,154	32,522	30,677
純資産	11,996	12,556	12,881	12,931
1株当たり純資産額	1,325円75銭	1,387円64銭	1,423円61銭	1,429円20銭



(注) 1) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については自己株式を控除して算出しております。

## 6. 対処すべき課題

### ① 経営環境への対応

農産物・畜産物・水産物については、慢性的な人手不足と為替の変動により、今後、仕入価格の恒常的な高騰が懸念されます。当社といたしましては、お客様の要望に応えるべく、お得な商品の開発や調達、供給に努める一方、人手不足を補う調理済み加工食品など新たな価値を付加した自社ブランド商品や、新メニューの開発・提案により、需要の喚起を図ります。

### ② 安心・安全の確保

食の安心・安全を求める社会の声は日増しに大きくなっていますが、食品偽装、食品の表示違反など、食品の安心・安全への脅威はいまだに続いています。当社は、食品規格書の整備を進め、データベースの充実化を推進してまいります。更に、自社ブランド商品の製造委託工場の定期的な点検と指導により、商品の安心・安全の確保を図ります。また、物流面においても物流品質向上のために、各地区に委員を配置し、全事業所で物流衛生管理マニュアルに基づく運用を徹底し、お客様への安心・安全なサービスの提供に努めております。

### ③ 働き方改革への取組

人財確保の難易度が増し、また政府をはじめとする社会全体での働き方改革の必要性が強調される中、当社では個人別の労働時間管理を進めると共に、有給休暇の計画取得制度に続き、フレックスタイム制度を導入致しました。更には、定年延長や時間単位有給休暇制度についても検討を開始しており、社員全員が満足して働き、高い生産性を発揮するための多様な働き方の実現を目指しています。

### ④ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、外食産業の休業、訪日外国人客の減少に伴う宿泊施設の稼働率の低下や宴会等の自粛、海外工場の操業停止等が発生しており、当社の業績等に大きな影響があります。

今後の状況変化を注視しながら、柔軟に対応できる営業体制を整えてまいります。

## 7. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、ホテル・レストラン・居酒屋・事業所給食などの外食産業及び病院・高齢者施設等のヘルスケア業態に対する食品卸売業を主な事業内容とし、更に物流及びシステム支援、キャッシュアンドキャリー店舗等の事業活動を展開しております。その他、プライベートブランド商品の開発・販売も行っております。

## 8. 主要な事業所（2020年3月31日現在）

[本 社] 大阪府大阪市北区豊崎六丁目11番27号

[支 店] 11支店

名称	所在地	名称	所在地
仙台支店	仙台市若林区	神戸支店	神戸市東灘区
東京支店	東京都大田区	西神戸支店	神戸市西区
名古屋支店	名古屋市守山区	広島支店	広島市西区
京都支店	京都府久世郡久御山町	福岡支店	福岡市博多区
大阪支店	大阪府摂津市	鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市
阪南支店	大阪府貝塚市		

[事業所] 大阪府ほか27都道府県に33営業所、2店舗

支店・営業所・店舗の地域別分布

地域	支店	営業所	店舗	合計
東北・北海道	1	2	—	3
関東・甲信越	1	10	—	11
東海	1	4	—	5
近畿	5	7	2	14
中国・四国	1	5	—	6
九州	2	5	—	7
合計	11	33	2	46

---

#### 9. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数
772人（155人）	4人減（10人増）

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

#### 10. 主要な借入先及び借入額（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	707百万円
三井住友信託銀行株式会社	290百万円
株式会社三井住友銀行	248百万円

#### 11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## II. 会社の株式に関する事項

### 1. 大株主（上位10名）（2020年3月31日現在）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社オイエコーポレーション	1,099	12.1
サンホーム共栄会	868	9.5
尾家美津子	431	4.7
尾家産業従業員持株会	341	3.7
尾家スミ子	275	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	254	2.8
尾家亮	249	2.7
尾家美奈子	246	2.7
坪田由季	246	2.7
伊藤忠商事株式会社	206	2.2

(注) 1) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。  
2) 当社は、自己株式206,765株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
3) 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

### 2. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,048,235株（自己株式 206,765株を除く）
- (3) 株主数 4,892名
- (4) 株式の分割及び募集株式の発行等の状況  
該当事項はございません。

## III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
尾 家 亮	取締役会長	
尾 家 啓 二	代表取締役社長	
尾 家 健太郎	取締役	管理本部長兼経営企画室長
坂 口 泰 也	取締役	営業本部長兼広域営業統括
佐々木 亮 司	取締役	中日本西部統括
野々村 透	取締役	西日本統括兼福岡支店長
田 辺 彰 子	取締役	公認会計士、田辺彰子公認会計士事務所 代表、御堂筋監査法人 社員
白 川 雅 意	監査役（常勤）	
荻 田 倫 也	監査役	税理士、荻田倫也税理士事務所 代表
橋 本 薫	監査役	公認会計士、弁護士、弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー、メック株式会社 社外取締役

- (注) 1) 取締役 田辺彰子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2) 監査役 荻田倫也及び橋本薰の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3) 当社は、取締役 田辺彰子ならびに監査役 荻田倫也及び橋本薰の各氏を、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。  
4) 監査役 荻田倫也氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
監査役 橋本薰氏は、公認会計士及び弁護士の資格を有しており、財務及び会計、法律に関する相当程度の知識を有しております。  
5) 当事業年度中に取締役及び監査役の地位・担当が次のとおり変更されました。

氏名	担当		
	変更前	変更後	異動年月日
長 江 洋 二	東日本統括兼厚木営業所長	-	2019年4月1日付
尾 家 亮	代表取締役会長	取締役会長	2019年6月25日付
野々村 透	西日本統括	西日本統括兼福岡支店長	2020年3月30日付

- 6) 2019年6月25日開催の第59期定期株主総会終結の時をもって、取締役 長江洋二氏及び和田卓也氏は任期満了により退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の総額及び員数

### (1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	員数
取締役 (うち社外取締役)	77,399千円 (4,500千円)	9名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	15,625千円 (4,320千円)	3名 (2名)
合計	93,024千円	12名

(注) 1) 上記金額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額13,254千円が含まれております。

2) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（55,890千円）を支払っております。

3) 上記には、2019年6月25日開催の第59期定期株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（内 社外取締役1名）を含んでおります。

### (2) 当事業年度に支払った役員退職慰労金の総額

2019年6月25日開催の第59期定期株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した取締役に対して支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

- ・取締役1名に対し、11,000千円

（上記金額には、上記（1）及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額等が含まれております。）

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役	田 辺 彰 子	田辺彰子公認会計士事務所、御堂筋監査法人	代表社員	当社と田辺彰子公認会計士事務所ならびに御堂筋監査法人とは、特別な取引等はありません。
監査役	荻 田 優 也	荻田倫也税理士事務所	代表	当社と荻田倫也税理士事務所とは、特別な取引等はありません。
監査役	橋 本 薫	弁護士法人大阪船場法律事務所 メック株式会社	パートナー 社外取締役	当社と弁護士法人大阪船場法律事務所ならびにメック株式会社とは、特別な取引等はありません。

##### (2) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席及び発言の状況
取締役	田 辺 彰 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見と経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役	荻 田 優 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、財務及び会計に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	橋 本 薫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、財務及び会計、法律に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

26百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、経理部・監査室等及び会計監査人からの情報収集や報告の聴取を通じ、前事業年度の監査実績、職務執行状況等を評価し、新事業年度の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について検討を加え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び監査処理能力その他の職務の遂行に関する体制を考慮し、解任または不再任の決定を行う方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 4. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

---

## **VI. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

該当事項はございません。

## **VII. 会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針**

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、安定的かつ継続して配当を行うことが、最も重要であると考えております、定款第37条の規定に基づき取締役会の決議により決定しております。

今後につきましても、株主様重視の基本方針を堅持してまいります。

内部留保につきましては、財務体質の充実を図りながら、経営体制の効率化・省力化のための投資などに積極的に活用し、企業体質と競争力の強化に取組んでまいります。

以上の考えのもとに、当事業年度の配当金は、予定通り1株につき20円（中間配当金10円を含む）といたします。なお、当事業年度の配当性向は50.2%であります。

また、自己株式の取得につきましては、定款第37条の規定に基づき取締役会の決議によることといたします。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>16,613,709</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,464,727</b>
現金及び預金	3,583,229	買掛金	11,322,354
受取手形	14,444	1年内返済予定の長期借入金	708,000
売掛金	9,350,113	リース債務	86,262
商品	2,509,415	未払金	514,407
未収入金	1,303,001	未払費用	1,279,858
その他	30,613	未払法人税等	250,631
貸倒引当金	△177,108	賞与引当金	280,000
<b>固定資産</b>	<b>14,063,577</b>	その他	23,211
<b>有形固定資産</b>	<b>9,088,606</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,280,791</b>
建物	3,345,407	長期借入金	537,000
建物附属設備	3,044,406	リース債務	208,224
構築物	183,083	退職給付引当金	1,501,860
機械及び装置	167,595	役員退職慰労引当金	252,142
車両運搬具	442	資産除去債務	722,940
工具、器具及び備品	237,539	その他	58,624
土地	2,110,131	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,745,518</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>260,498</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウエア	233,884	<b>株主資本</b>	<b>12,403,193</b>
電話加入権	26,614	<b>資本金</b>	<b>1,305,700</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,714,471</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>1,233,690</b>
投資有価証券	1,250,258	資本準備金	1,233,690
差入保証金	2,469,209	<b>利益剰余金</b>	<b>10,035,559</b>
会員権	11,708	利益準備金	154,131
保険積立金	30,960	その他利益剰余金	9,881,427
破産更生債権等	54,056	別途積立金	4,600,000
繰延税金資産	658,496	繰越利益剰余金	5,281,427
投資不動産	291,052	<b>自己株式</b>	<b>△171,755</b>
その他	7,137	<b>評価・換算差額等</b>	<b>528,575</b>
貸倒引当金	△58,407	その他有価証券評価差額金	528,575
<b>資 产 合 计</b>	<b>30,677,287</b>	<b>純 資 产 合 计</b>	<b>12,931,768</b>
		<b>负 債・纯 资 产 合 计</b>	<b>30,677,287</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	95,975,996
売上原価	80,137,536
<b>売上総利益</b>	<b>15,838,460</b>
販売費及び一般管理費	15,553,603
<b>営業利益</b>	<b>284,857</b>
営業外収益	
受取利息	4,549
受取配当金	15,906
受取賃貸料	120,527
雑収入	29,669
	170,653
営業外費用	
支払利息	3,449
賃貸費用	88,853
雑損失	6,084
	98,386
<b>経常利益</b>	<b>357,123</b>
特別利益	
固定資産売却益	187,595
<b>税引前当期純利益</b>	<b>544,719</b>
法人税、住民税及び事業税	300,323
法人税等調整額	△115,917
<b>当期純利益</b>	<b>360,314</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 監査報告

### 会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

尾家産業株式会社

2020年5月19日

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂井俊介印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 仲昌彦印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、尾家産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構造及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年（2005年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。  
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等からは有効である旨の、またEY新日本有限責任監査法人からは開示すべき重要な不備はない旨の報告を受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

尾家産業株式会社 監査役会

常勤監査役

白川 雅意 

社外監査役

荻田 倫也 

社外監査役

橋本 薫 

以上

## ▶ 1. 提案会・「やさしいメニュー」セミナー&提案会

### ◆ 2020年春季提案会『つどい』



ご当地の美味しいメニューや食材、人手不足の救世主、当社自慢のプライベートブランド新商品、2021年度のおせちなど、「食」の最先端を全国から取り寄せ、ご提案しました。

新型コロナウイルスの影響により、5会場での開催が中止となりましたが、全国11会場で開催することができ、5,346名のお客様に当社の魅力をお届けしました。

- ▶ 「産地のごちそう×ピアガーデン」  
○○産を重ねたフェア等、産地を示したピアガーデン向け商品をご提案。



### ◆ 「やさしいメニュー」セミナー&提案会 『届け～心からのおもてなし～』



第60期は、大阪、東京、名古屋、福岡の4会場で開催（2019年5~6月）しました。テーマは「届け～心からのおもてなし～」。

多くの栄養士さんがお悩みの行事食や時短メニューを中心に、お客様に喜んでいただける商品、メニューをお届けし、「来てよかったです！」と満足していただけるよう心を込めて“おもてなし”いたしました。

「やさしいメニュー」とは簡単オペレーションで、また栄養価に配慮した、食べる人にも作る人にも「やさしい」メニューです。料理研究家の先生と当社の管理栄養士を中心とするメンバーで共同開発しております。



▲ 病院・高齢者施設向け  
「やさしいおせち」も提案しています。



▲ 栄養士等の専門家による  
「講習会」も実施しております。

## ▶2.商品紹介

### ◆第60期に発売した新商品のご紹介(一部)

#### プライベートブランド商品 新商品

- おいしい海 骨なしさば塩焼き**
- サンホーム イソフラ・ポ～ノ！豆と豆乳のサラダ**
- サンプラザ 赤ワインナー(切れ目入り)**
- サンホーム ローストビーフ(もも肉)オースト産**
- ソンリエンテ ソーピニョンプラン(白)**
- ソンリエンテ カベルネソーピニョン(赤)**
- サンホーム ガトーショコラクーベルチュール使用**
- サンホーム スマコロ(肉入りコロッケ)**
- サンオイエ 6折ナプキン**

#### やさしいロゴ入りPB商品 現在全20品

生活習慣病予防や不足しがちな栄養素に配慮した商品です。

全20品の内、今期発売した商品をご紹介。

##### ●第60期新発売商品

##### 「サンホーム ホットケーキ(Ca入)」

自然解凍でも美味しいCa入りのホットケーキ。

※カルシウム1枚あたり147mg

① 自然解凍できます。

② 電子レンジ加熱ですばやく提供が可能です。

③ オープントースターならカラッと手焼き風に！

④ 1袋2枚入りで、無駄なく使用！



▲ ソンリエンテ  
ソーピニョンプラン(白)



▲ ソンリエンテ  
カベルネソーピニョン(赤)



▲ サンホーム  
イソフラ・ポ～ノ！  
豆と豆乳のサラダ



▲ サンプラザ  
赤ワインナー  
(切れ目入り)



### ▶3. 名古屋支店の移転

#### ◆名古屋支店(2020年3月 移転)

名古屋支店を守山区上志段味へ移転し、2020年3月16日より、新しい支店で営業が始まりました。皆さまの日頃からのご愛顧に心より厚く御礼申し上げます。

3月6日には開所式、神事を執り行いましたが、当日は、“新型コロナウイルス”的影響により、竣工披露宴を中止といたしました。当社では、手狭になった倉庫の拡張や、注力するヘルスケアフード事業を中心いて温度管理や衛生管理体制で安全・安心な物流品質の担保、従業員の労働環境改善を目的に拠点整備を進めております。

このような厳しい状況の中ではございますが、一層努力して支店社員一丸となり、皆様のご期待に応えるよう精進してまいります。



名 称	尾家産業株式会社 名古屋支店
所 在 地	名古屋市守山区上志段味川原134番1
敷 地	1,915坪
建 坪	1,655坪 (事務所86坪・ドライエリア645坪・冷蔵庫45坪・冷凍庫300坪・他)
設 備	ドックシェルター 17基
ア クセス	東名高速道路「守山スマートIC」から5分 JR中央本線「高藏寺駅」からバスで5分「上志段味駅」下車 徒歩5分

## ▶4. 中期経営計画

### ◆ 2019～2022年 中期経営計画

#### スローガン「Change to the Next (新時代に向けて変革していこう)」

第4次中期経営計画初年度の当期は、主に調査、検討のフェーズと位置付け、重点戦略6項目について、各担当責任部署にてPDCAサイクルを回しながら検討を進めてまいりました。9月と3月には、取締役、執行役員、担当責任部署の部門長が集まり、6ヶ月間を振り返り、各テーマごとの課題を共有しました。

活発な意見交換を行い、今後の方向性を明確にしながら、実行計画を精力的に推進しております。「Change to the Next」のスローガンの通り、従来の延長線上ではなく新しい発想のもと、新しい尾家産業を模索し、変革にチャレンジしていきます。

#### 第4次中期経営計画 重点戦略6項目

- 1 既存事業の基盤強化と収益拡大
- 2 新規事業による成長戦略の取組強化
- 3 物流イノベーション
- 4 人財の育成と活躍促進・働き方改革
- 5 経営基盤の強化と企業価値向上
- 6 システム強化と利活用促進

## 第60期 定時株主総会会場ご案内略図



会場  
大阪市北区豊崎六丁目11番27号  
尾家産業株式会社 本社2階 会議室  
電話：06（6375）0151（代表）

交通

地下鉄 御堂筋線中津駅 ②番出口より左（北）へ徒歩約10分

バス 大阪駅前より守口車庫行（34系統）

豊崎神社前にて下車左（北）へ徒歩約3分

なお、当日は駐車場のご用意ができませんので、あしからずご了承ください。

